セーフティーネット保証１号認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第２条第５項第１号】（連鎖倒産防止）

● 対象中小企業者（認定要件）

（１）あきる野市内に本店（個人事業主の方は主たる事業所）を有すること

（２）下記のいずれかに該当すること

ア １号指定事業者に対して、５０万円以上の売掛金債権等を有していること。

イ １号指定事業者に対して、５０万円未満の売掛金債権等しか有していないが当該事業者との取引規模が全取引額の２０％以上あること。

● 申請に必要なもの

（１）認定申請書　１部

（２）中小企業信用保険法第２条第５項第１号の規定による認定申請に関わる誓約書　１部

（３）委任状（代理申請の場合）　１部

（４）事業所の実在が確認できる書類

○法　人

履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後３か月以内の原本又は写し

○個人事業主

青色申告決算書一式または収支内訳書一式、開業届、許認可証等

（５）指定事業者に対する債権額を証明する資料（例：売掛台帳、請求書等の写し、売上台帳）

※認定要件（２）イに該当する場合は、直近１年間の会社全体の売上額及び指定事業者に対する売上額が確認できる資料

※売掛金債権等を有していることが確認できない場合、裁判所からの通知等を追加で求めることがあります。

● 申請と認定の手続きについて

（１）上記書類がそろいましたら商工振興課窓口に提出してください。

（２）認定申請に当たっては、１週間ほど余裕をもってお申し込みください。
認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、商工振興課窓口まで直接受取にお越しください。

（３）委任状による金融機関の代行も可能です。

（４）認定申請書の押印欄を廃止しました。なお、委任状及び売上高を確認する書類には押印が必要です。

問い合わせ：あきる野市役所商工観光部商工振興課商工振興係
電話　０４２－５５８－１８６７（ダイヤルイン）
FAX　０４２－５５８－１１１９